

保険金収入の扱い

- 他市場収益の還付の計算における他市場収入は、kWh収入や非化石価値収入が該当する。
- 火災や天候不順によりkWh収入を得ることができないような場合に備え、事業者は利益補填型の保険に加入することにより、kWh収入の減少を保険金収入でカバーすることがある。このような利益補填型の保険金収入は、実質的なkWh収入と考えられることから、保険金を応札価格に算入しているか否かにかかわらず、他市場収入に含める。（⇒他市場収益の還付の対象）
- 一方で、災害等により発電設備の損害が生じた場合の物品損害保険や、第三者への賠償に備える賠償保険については、kWh収入とは考えられず、他市場収入には該当しない。（⇒他市場収益の還付の対象外）
- その他の保険についても、上記の考え方に則り、実質的なkWh収入か否かを判断する。

| 区分 | 保険内容 | 他市場収入に含まれるか |
|---|--|---|
| 利益補填保険 ※燃料等の可変費側で生じた損失を補填する保険のような利益補填に準ずる保険を含む | 火災・天候不順等により 発電設備が稼働できなかった場合の 逸失利益を補填 | ○ kWh収入の補填と考えられ、 他市場収入に含まれる。 ※保険対象が複数電源となる場合は、保険金を合理的に按分し、落札電源の他市場収入とする |
| 物品損害保険 | 発電設備を対象に 火災・地震等の災害等による 物的損害を補填 | × kWh収入の補填ではなく、 設備復旧費用に充当されるため、 他市場収入には含まれない。 |
| 第三者賠償保険 | 物損等により第三者へ損害を与えた場合 に、第三者への賠償費用を補填 | × kWh収入の補填ではなく、 第三者への賠償費用に充当されるため、 他市場収入には含まれない。 |
| 容量市場ペナルティ 保険 | 容量市場のペナルティ事由に該当した 場合の経済的ペナルティを補填 | × kWh収入の補填ではなく、 広域機関への経済的ペナルティの支払いに充 当されるため、他市場収入には含まれない。 |